資料３

【部局別】犯罪被害者等支援に資する県の事業一覧

＊部局・担当課は組織順に記載

＜　施策体系（県計画P9）における各施策の位置付け　＞

部局名	担当課名（R4.4.1現在）	「新潟県犯罪被害者等支援推進計画（令和3年7月）」における掲載内容			1相談支援等の体制整備			2損害回復・経済的支援等				3心身の被害回復・防止		4理解増進・気運醸成		
		No. ←複数の課による共催事業は、No.欄に「※」印を記載	施策名	施策の概要 ＊犯罪被害者等＝犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう	①相談及び情報の提供等	②人材の育成	③民間支援団体に対する支援	④日常生活の支援及び配慮	⑤居住の安定	⑥雇用の安定	⑦経済的負担の軽減	⑧心身に受けた影響からの回復	⑨安全の確保	⑩県民等の理解の増進	⑪被害者支援を考える月間	⑫表彰
知事政策局	政策企画課	23	**男女平等社会の形成を阻害する行為に関する相談対応**	「男女平等推進相談室」を設置し、専門の相談員が、性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力等に関する相談に応じます。	①											
総務部	県民生活課 【警察本部警務課】	※1	**犯罪被害者等に対する総合的な支援**	犯罪被害者等の相談に総合的に対応するため、県民生活・環境部では「犯罪被害者等支援総合窓口」設置し、支援のニーズや抱える問題を的確に把握し、必要な支援や情報の提供を行うほか、適切な支援に繋げるため、関係機関・団体等への連絡・調整を行います。 警察本部では、「犯罪被害者支援室」が関係機関・団体等との連携・調整を行うとともに、各警察署と連携して直接的な支援を行います。	①											
	県民生活課	2 43	**市町村における総合的対応窓口の周知等**	市町村における犯罪被害者等支援が充実するよう、施策の策定や実施に必要な情報を提供するほか、市町村職員等への研修啓発を実施し、職員の育成及び意識の向上に努めます。併せて、犯罪被害者等がスムーズに必要な支援につながるよう、市町村における総合的対応窓口の周知を図ります。また、県、市町村が関係機関・団体等と連携・協力して被害者等に対応できるよう努めます。	①	②										
	県民生活課 【警察本部警務課】	※3 99	**被害回復等のための援助に関する情報の提供**	被害者等が、弁護士等の専門的知識・技能を有する者の援助を適切に受けることができるよう、「弁護士紹介制度」、「法律援助制度」、「民事法律扶助制度」等の情報の提供に努めます。	①						⑦					
	県民生活課	5	**被害者向けの支援ノートの作成・配布**	犯罪被害者等が警察、行政とのやりとり等を記録し、必要とする支援を円滑に受け、今後の見通しについて展望を持てるようにするためのノートを作成・配布します。	①											
	県民生活課	10	**交通事故に関する相談対応**	県庁内に「交通事故相談所」を設置し、また、長岡と上越の各地域振興局を巡回し、交通事故に関する相談対応を行います。	①											
	県民生活課	26 49 56 70 116 127 170	**性暴力・性犯罪被害者への支援**	民間支援団体への業務委託により、性暴力・性犯罪被害者に対する一元的・総合的な支援窓口として、相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付添い、医療費補助等）、警察等への付添い、相談員の育成等を行います。また、電話相談の24時間化など相談体制の充実に努めます。 （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた）） （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた）） （実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた））	①	②	③	④			⑦	⑧		⑩		
	県民生活課	41	**消費者被害に関する相談対応**	消費生活センターにおいて、契約トラブルや悪質商法等の消費者被害に関する相談対応や苦情処理のためのあっせん等を行います。	①											
	県民生活課 【警察本部警務課】	※42	**県や市町村、関係機関・団体等の職員を対象とした研修等の実施**	県や市町村、関係機関・団体等の職員を対象とした犯罪被害者等による講演会などの開催や、市町村、関係機関・団体等の開催する研修等に講師を派遣し、犯罪被害者等の現状、犯罪被害者等支援の必要性、二次的被害の防止に関する理解の増進を図ります。		②										
	県民生活課	44	**支援従事者向け手引の作成・配布**	犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した手引を作成し、市町村や関係機関等へ配布し周知を図り、連携の強化及び支援の充実に努めます。		②										
	県民生活課 【警察本部警務課】	※45	**代理受傷防止のための取組**	犯罪被害者等支援に従事する者は、誰もが悲惨な事件・事故を間近に見ることや、犯罪被害者等の感情を受け止めることにより、負荷がかかり心身に不調が出る（代理受傷）可能性があることから、各種研修において、日頃からの心構え、代理受傷の主な症状や症状解消のための工夫などの教養を行い、代理受傷の防止に取り組みます。		②										
	県民生活課 【警察本部警務課・捜査一課】等	※47 57	**民間支援団体の人材育成に関する支援**	民間支援団体の支援員に対する研修会などに、講師として職員を派遣し、支援員及び犯罪被害者等支援全般を管理する役割を果たすコーディネーターの育成に関する支援を行います。		②	③									
	県民生活課 【警察本部警務課】	※59	**民間支援団体の安定した財政基盤確立への支援**	民間支援団体が安定した財政基盤のもとで充実した活動ができるよう、民間支援団体における自主財源確保に向けた取組に対する支援を行います。			③									
	県民生活課 【警察本部警務課】	※61	**民間支援団体との連携・協力の促進**	民間支援団体との一層の連携を図るとともに、民間支援団体の支援が充実されるよう、情報の提供や助言を行います。			③									

資料３

【部局別】犯罪被害者等支援に資する県の事業一覧

部局名	担当課名（R4.4.1現在）	「新潟県犯罪被害者等支援推進計画（令和3年7月）」における掲載内容 No.	施策名 ←複数の課による共催事業は、No.欄に「※」印を記載	施策の概要 ＊犯罪被害者等＝犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう	1相談支援等の体制整備 ①相談及び情報の提供等	②人材の育成	③民間支援団体に対する支援	2損害回復・経済的支援等 ④日常生活の支援及び配慮	⑤居住の安定	⑥雇用の安定	⑦経済的負担の軽減	3心身の被害回復・防止 ⑧心身に受けた影響からの回復	⑨安全の確保	4理解増進・気運醸成 ⑩県民等の理解の増進	⑪被害者支援を考える月間	⑫表彰
総務部	県民生活課【警察本部警務課】	※62	**民間支援団体の活動への支援**	民間支援団体が開催する講演会等について、その意義や趣旨に賛同できるものあっては、各種媒体を活用し広報するなどして、民間支援団体の活動を支援します。さらに、市町村や関係機関・団体等に対し、民間支援団体との連携・協力を働きかけ、県内における途切れることのない支援を促進します。			③										
	県民生活課【警察本部警務課】	※63 163	**理解促進に向けた広報啓発の実施**	犯罪被害者等の現状や、犯罪被害者支援の必要性及び民間支援団体の意義や支援活動についての周知等を図るため、県内各地での普及啓発の取組やＳＮＳ等様々な媒体を活用した効果的な広報活動等を展開するほか、被害者支援を考える月間（11月）における被害者支援フォーラムや巡回パネル展、支援従事者への功労者表彰を行うなど、関係機関・団体と連携し、県民や事業者への広報啓発の取組を推進します。			③							⑩		
	県民生活課	113 129	**市町村が支給する犯罪被害者等見舞金への補助**	犯罪行為により亡くなられた方の遺族又は重傷病を負われた方に、地域が寄り添う姿勢を示し心の支えとなることは、被害者等の早期の立ち直りにつながることから、被害者等に対し、地域が寄り添う姿勢を示すため、市町村が支給した見舞金に対して県がその一部を補助します。							⑦	⑧				
	県民生活課	115	**交通遺児等に対する支援**	父母等が交通事故により死亡又は重度の後遺障害を受けた交通遺児等に対して、見舞一時金や入学・卒業祝金等の給付や激励及び交流事業を行います。 （実施主体：公益財団法人新潟県交通遺児基金）							⑦					
	県民生活課【警察本部警務課】	※166	**命の大切さを学ぶ教室の開催**	中学・高校生、大学、地域団体等を対象に、被害者遺族による講演又は県警犯罪被害者支援室員による被害者遺族の手記朗読やＤＶＤ上映することで、命の大切さなどへの理解を深め、被害者の現状や支援の取組等を知ることにより、被害者を思いやる意識の醸成や罪を犯してはならないという規範意識の向上に努めます。										⑩		
	県民生活課【警察本部警務課】	※167	**被害者支援学生ボランティアとの広報活動等の実施**	県内の学生を対象に、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動等の参加機会の提供や意見交換等を行うことにより、若年層の意識向上や地域全体の気運醸成を図ります。										⑩		
	県民生活課	173	**巡回パネル展の実施**	県民を対象に、犯罪被害者等支援条例の概要、犯罪被害者等の現状、民間支援団体の取組等を紹介したパネル展示を、市町村と連携・協力し県内を巡回して実施します。											⑪	
	県民生活課【警察本部警務課】	※175	**被害者支援フォーラムの開催**	県民を対象に、県、県警、公益社団法人にいがた被害者支援センターが共催で被害者支援フォーラムを開催し、犯罪被害者遺族による講演等を行い、県民における犯罪被害者等の現状と犯罪被害者等支援の必要性への理解の促進を図ります。											⑪	
	県民生活課【警察本部警務課】	※176	**被害者支援講演会の開催**	犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等における職員を対象に、犯罪被害者等の現状への理解や犯罪被害者等支援に関する知識をさらに深めるために、犯罪被害者遺族や犯罪被害者等支援に関する有識者等による講演会を実施します。											⑪	
	県民生活課	178	**時期が重なる同種事業と連携した周知・啓発の実施**	より広く、さまざまな機会を捉え県民に周知するため、同時期に重点的に広報を行う犯罪被害者等施策と連携・協力した周知・啓発を実施します。											⑪	
	県民生活課	179	**支援功労者の表彰**	犯罪被害者等支援に尽力した個人・団体等を知事名で表彰し、これまでの功績に対して敬意を表することにより、支援従事者等の意欲の高揚や知名度の向上を図ります。併せて、支援功労者の活動内容等を広く県民へ周知することにより、県内全域で被害者支援の輪が広がるよう、ボランティア人材等の確保や犯罪被害者等支援への県民理解の増進を図ります。												⑫
	大学・私学振興課	40 106	**私立専門学校生への支援**	経済的理由により修学が困難な私立専修学校生に対して、経済的支援（授業料の一部を支援）及び修学支援（就学支援アドバイザーを学校へ派遣し個別相談等を実施）を行います。	①						⑦					
	大学・私学振興課	103	**私立高校生等に対する就学支援**	私立高校生等に対して授業料に係る支援金を支給します。							⑦					
	大学・私学振興課	104	**私立高等学校等奨学のための支援**	私立高等学校に通う生徒がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。							⑦					
	大学・私学振興課	105	**私立高等学校等学費軽減に向けた支援**	私立高等学校等が行う低所得世帯の学費を軽減するため、入学金・授業料・施設整備費等の補助を行います。							⑦					

資料３

【部局別】犯罪被害者等支援に資する県の事業一覧

部局名	担当課名（R4.4.1現在）	「新潟県犯罪被害者等支援推進計画（令和3年7月）」における掲載内容			1相談支援等の体制整備			2損害回復・経済的支援等				3心身の被害回復・防止		4理解増進・気運醸成		
		No. ←複数の課による共催事業は、No.欄に「※」印を記載	施策名	施策の概要 ＊犯罪被害者等＝犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう	①相談及び情報の提供等	②人材の育成	③民間支援団体に対する支援	④日常生活の支援及び配慮	⑤居住の安定	⑥雇用の安定	⑦経済的負担の軽減	⑧心身に受けた影響からの回復	⑨安全の確保	⑩県民等の理解の増進	⑪被害者支援を考える月間	⑫表彰
福祉保健部	福祉保健総務課	4	**人権に関する相談窓口等の周知**	新潟県人権教育・啓発推進基本指針に基づき、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体や相談窓口の周知に努めます。	①											
	福祉保健総務課	95	**生活福祉資金の貸付け支援**	所得の少ない世帯、障害者のいる世帯及び介護を要する高齢者のいる世帯に対して、必要な相談支援と資金の貸付けを行います。（実施主体：新潟県社会福祉協議会）							⑦					
	地域医療政策課	33	**医療機能情報の提供**	犯罪被害者等を含めた医療機関を受診する方が、医療の選択を適切に行えるように、病院や診療所、歯科診療所等の医療機能情報（病院名・所在地・診療科目等）を、県ホームページ内の「にいがた医療情報ネット」で公表します。また、医療情報ネットにおいて、PTSD等の疾病の治療に対応できる医療機関の検索が可能なことから、医療情報ネットの周知を図ります。	①											
	地域医療政策課	132	**地域格差のない迅速適切な救急医療の提供**	地域格差のなく迅速適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、メディカルコントロール体制の充実を図ります。								⑧				
	地域医療政策課	133	**救急医療に連動した精神的ケアのための体制の確保**	救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図ります。								⑧				
	高齢福祉保健課	24 52 161	**高齢者虐待防止に向けた取組**	高齢者虐待防止・対応及び権利擁護の円滑な実施を支援するため、市町村の取組（専門職員等による高齢者虐待に関する相談対応、高齢者の保護や養護者との分離、財産上の不当取引による被害防止等）への助言や情報提供の他、養介護施設従事者等向けの研修や関係機関との連携協力体制の整備を行います。	①	②							⑨				
	健康づくり支援課	29 134	**妊娠電話相談窓口**	平日日中は保健所において相談に対応しているほか、夜間の相談窓口として「にいがた妊娠テレフォン～揺れるあなたへ～」を開設しており、緊急避妊の方法等に関する情報提供も行います。	①							⑧				
	障害福祉課	25 53 162	**障害者虐待防止に向けた取組**	障害者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のための体制整備や、関係機関等との連携協力体制の整備等を図ります。	①	②							⑨				
	障害福祉課	32	**自殺予防対策（こころの相談）**	自殺予防に関する専用相談電話（新潟県こころの相談ダイヤル）等により、こころの悩みに関する相談対応や助言、専門機関の紹介等を行います。	①											
	障害福祉課	34 50 135	**高次脳機能障害者への支援**	犯罪被害者等を含め、高次脳機能障害のある方やその家族が、地域において必要な支援を受けられるよう、高次脳機能障害に関する相談の対応、家族教室の開催、関係職員研修、理解を広げるための普及啓発を行います。	①	②						⑧				
	障害福祉課	98 140	**自立支援医療（精神通院医療）制度の運用**	PTSD等の精神疾患により継続的な通院が必要になった場合、医療費の負担を軽減するため、通院にかかる医療費の一部を公費で負担します。							⑦	⑧				
	子ども家庭課	15 82 156	**児童虐待に関する相談及び一時保護**	児童虐待に係る相談業務（市町村への情報提供・職員研修、専門的知識・技術を要する相談対応等）及び被虐待児の一時保護を行います。	①				⑤				⑨				
	子ども家庭課	21 83 152	**女性福祉相談所における相談及び一時保護**	夫等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、女性の生活上の諸問題について相談に応じます。また、相談所内に設置される一時保護所で、要保護女子及び暴力被害者を一時保護します。	①				⑤				⑨				
	子ども家庭課	35 73 91 123	**ひとり親家庭等の自立に向けた支援**	経済的・精神的に厳しい状況にあり、個々人ごとに抱える問題等が異なるひとり親家庭のため、出張型就業相談、学習等支援等のきめ細かな福祉サービスを提供します。	①			④		⑥	⑦					
	子ども家庭課	36 93 125	**ひとり親家庭等の就業等に向けた支援**	ひとり親家庭の父母等の自立に向け、専門の相談員による就労支援及び相談、情報提供等による養育費取得支援を行います。	①					⑥	⑦					
	子ども家庭課 【警察本部 子供女性安全対策課】	※ 51 157	**児童虐待事案における関係機関による連携**	児童虐待事案の情報共有や連携を図り、再被害の防止に努めるほか、相互の職員や学校関係機関等を含めた合同訓練・研修を実施し、児童虐待事案への対応能力向上を図ります。		②							⑨				

資料３

【部局別】犯罪被害者等支援に資する県の事業一覧

部局名	担当課名（R4.4.1現在）	「新潟県犯罪被害者等支援推進計画（令和3年7月）」における掲載内容			1相談支援等の体制整備			2損害回復・経済的支援等				3心身の被害回復・防止		4理解増進・気運醸成		
		No. ←複数の課による共催事業は、No.欄に「※」印を記載	施策名	施策の概要 ＊犯罪被害者等＝犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう	①相談及び情報の提供等	②人材の育成	③民間支援団体に対する支援	④日常生活の支援及び配慮	⑤居住の安定	⑥雇用の安定	⑦経済的負担の軽減	⑧心身に受けた影響からの回復	⑨安全の確保	⑩県民等の理解の増進	⑪被害者支援を考える月間	⑫表彰
福祉保健部	子ども家庭課	54 81 154 171	**ＤＶ被害者の支援体制の強化**	「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、関係者資質向上事業（配偶者暴力防止連絡会議、研修事業、広報啓発等）、一時保護委託事業、ＤＶ被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業（民間シェルター等の取組促進）を実施します。		②			⑤				⑨	⑩		
	子ども家庭課	74 92 124	**ひとり親家庭等の自立支援訓練給付金制度の運用**	ひとり親家庭の父母等の自立に向け、資格取得等に向けた講座の受講費用、養成機関修業中の生活費等を給付します。				④		⑥	⑦					
	子ども家庭課	78 122 159	**未成年後見人に関する支援制度の運用**	経済的理由で後見人への報酬を支払うことができない児童の後見人の確保を図るため、後見人への報酬を支払います。					⑤		⑦		⑨			
	子ども家庭課	84 153	**婦人保護施設「あかしや寮」における一時保護**	婦人保護施設「あかしや寮」において、要保護女子の保護更生及び暴力被害者の保護のため、要保護女子等を収容保護し、その自立を支援します。					⑤				⑨			
	子ども家庭課	85 121	**母子生活支援施設扶助制度の運用**	母子福祉の向上を図るため、母子が母子生活支援施設に入所し、母子保護の実施を行った際の必要経費を負担します。					⑤		⑦					
	子ども家庭課	119	**児童扶養手当扶助費支給制度の運用**	父又は母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者へ手当を支給します。							⑦					
	子ども家庭課	120	**母子父子寡婦福祉資金貸付制度の運用**	配偶者のない女子又は配偶者のない男子で児童を扶養しているもの及び寡婦等に対して、必要な資金の貸し付けを行います。							⑦					
	子ども家庭課	126 130	**ひとり親家庭等の医療費助成制度の運用**	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その医療費の一部を助成します。							⑦	⑧				
	子ども家庭課	131	**里親制度の運用**	児童福祉法に基づき、家庭で生活ができなくなった子どもたちが、家族の一員として愛情をもって心身の成長を支える里親のもとで生活できるよう、支援を行います。								⑧				
	子ども家庭課	172	**ＤＶ予防に向けた啓発の強化**	ＤＶ予防啓発の推進にあたり、特に若年層に対するデートＤＶ予防に重点をおいた啓発を実施することにより、ＤＶ予防啓発を強化するとともに、リーフレット等の配布により、ＤＶに関する相談機関の周知を図ります。										⑩		
産業労働部	しごと定住促進課	37 86	**個別労働関係紛争の解決促進に向けた取組**	個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、新潟、長岡、上越の各労働相談所において、労働者及び事業主からの相談対応や必要な情報の提供等を行います。	①					⑥						
	しごと定住促進課	38 88	**若年者の就労に向けた支援**	県、ハローワークが一体となって、情報提供や職業能力開発からキャリアコンサルティング、職業紹介など総合的な就職支援を行う若年者ワンストップサービスセンター「若者しごと館」を設置し、犯罪等の被害に遭った若年者を含め若年者の就職を支援します。	①					⑥						
	しごと定住促進課	39 89	**若年者の就労に向けた情報提供**	若者の就業・就職を応援する県内企業（ジョブカフェカンパニー）の情報をウェブサイトにて公開し、若年者の県内就職による定住促進を図ります。	①					⑥						
	雇用能力開発課	87	**離職者の就労に向けた職業訓練**	離職者を対象に、円滑な再就職を促進するため、公共職業訓練を実施します。						⑥						
	雇用能力開発課	90	**若年者の就労に向けた職業訓練**	学卒者・若年求職者を対象に、地域産業に貢献できる技能者の養成と若者の安定雇用を図るため、公共職業訓練を実施します。						⑥						
土木部	建築住宅課	75	**県営住宅における犯罪被害者等の優先入居等**	県営住宅の入居者選考において、犯罪被害者等及びＤＶ被害者を優先的に取り扱うほか、目的外使用により、一時的に県営住宅へ入居できるようにします。					⑤							
	都市政策課 建築住宅課	76	**居住支援協議会及び居住支援法人による賃貸住宅への入居支援**	居住支援協議会及び居住支援法人により、犯罪被害者等及びDV被害者の住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援等を行います。					⑤							

資料３

【部局別】犯罪被害者等支援に資する県の事業一覧

部局名	担当課名（R4.4.1現在）	「新潟県犯罪被害者等支援推進計画（令和3年7月）」における掲載内容			1相談支援等の体制整備			2損害回復・経済的支援等				3心身の被害回復・防止		4理解増進・気運醸成		
		No. ←複数の課による共催事業は、No.欄に「※」印を記載	施策名	施策の概要 ＊犯罪被害者等＝犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう	①相談及び情報の提供等	②人材の育成	③民間支援団体に対する支援	④日常生活の支援及び配慮	⑤居住の安定	⑥雇用の安定	⑦経済的負担の軽減	⑧心身に受けた影響からの回復	⑨安全の確保	⑩県民等の理解の増進	⑪被害者支援を考える月間	⑫表彰
教育庁	財務課	107	**県立高校生等に対する就学支援**	一定の所得未満世帯の高校生等に対して、授業料を充当する就学支援金を支給します。							⑦					
	財務課	108	**県立学校授業料等減免制度の運用**	経済的な理由により、県立学校の入学料及び授業料の納入が困難な場合に、その全額又は半額を免除します。							⑦					
	財務課	109	**県立高校生等に対する奨学のための支援**	高校生等がいる低所得者世帯に対し、授業料以外の教育に係る経費の負担軽減を図るため、就学給付金を支給します。							⑦					
	義務教育課 高等学校教育課	168	**学校における犯罪被害者等支援に関する教育**	学校における人権教室や非行防止教室、生命の尊さを学び生命を大切にする教育等において、犯罪被害者等の現状や犯罪被害者等支援の重要性の理解や、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育に取り組みます。										⑩		
	高等学校教育課	110	**修学困難者への奨学金貸与制度の運用**	経済的理由により修学が困難な高校生等に対して、奨学金を貸与します。							⑦					
	生徒指導課	17 141	**スクールカウンセラー制度の運用**	児童生徒等の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒や保護者も含め、児童生徒や保護者、教職員に対する心のケアや相談への助言・支援を行います。	①							⑧				
	生徒指導課	18 142	**スクールソーシャルワーカー制度の運用**	児童生徒の犯罪等の被害を含めた問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、相談への指導・助言や家庭及び児童相談所、医療・福祉・警察等関係機関との連携等を行います。	①							⑧				
	生徒指導課	19	**いじめ等の相談に関する解決に向けた支援**	児童生徒や保護者からのいじめ等に関する相談（電話、メール、SNS）に対して、相談者や学校への指導・助言、適切な関係機関の紹介等により、悩み等の解決・解消に向けた支援を行います。	①											
	生徒指導課	20 143	**不登校児童に対する支援**	犯罪等の被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的支援を行います。	①							⑧				
警察本部	教養課 警務課	48	**警察職員に対する教養の実施**	犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教養、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教養、犯罪被害遺族等による講演、各警察署に対する巡回教養、民間支援団体との連携要領、性犯罪被害者への支援要領についての教育等の充実を図り、二次的被害の防止を図ります。		②										
	広報広聴課	149 165	**適切な報道発表**	犯罪被害者等の個人情報に関する報道について、プライバシーの保護、被害者の実名を発表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに、被害者等の人権や安全に配慮した適切な発表内容となるように配慮します。									⑨	⑩		
	警察本部警務課 【県民生活課】	※ 1	**犯罪被害者等に対する総合的な支援**	犯罪被害者等の相談に総合的に対応するため、県民生活・環境部では「犯罪被害者等相談窓口」、警察本部では「犯罪被害者等支援室」を設置し、支援のニーズや抱える問題を的確に把握し、必要な支援や情報の提供を行うほか、適切な支援に繋げるため、関係機関・団体等への連絡・調整を行います。警察本部では、「犯罪被害者支援室」が関係機関・団体等との連携・調整を行うとともに、各警察署と連携して直接的な支援を行います。	※ ①											
	警察本部警務課 【県民生活課】	※ 3 99	**被害回復等のための援助に関する情報の提供**	被害者等が、弁護士等の専門的知識・技能を有する者の援助を適切に受けることができるよう、「弁護士紹介制度」、「法律援助制度」、「民事法律扶助制度」等の情報の提供に努めます。	※ ①						※ ⑦					
	警務課	6 46 55 65	**犯罪被害者等早期援助団体による犯罪被害者等への支援**	民間支援団体への業務委託により、犯罪被害者等への相談業務や裁判所・病院・警察等への付添い、代理傍聴、生活支援、相談員の育成等を行います。（実施主体：公益社団法人にいがた被害者支援センター）	①	②	③	④								

資料３

【部局別】犯罪被害者等支援に資する県の事業一覧

部局名	担当課名（R4.4.1現在）	「新潟県犯罪被害者等支援推進計画（令和3年7月）」における掲載内容 No.	施策名 ←複数の課による共催事業は、No.欄に「※」印を記載	施策の概要 ＊犯罪被害者等＝犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう	1相談支援等の体制整備 ①相談及び情報の提供等	②人材の育成	③民間支援団体に対する支援	2損害回復・経済的支援等 ④日常生活の支援及び配慮	⑤居住の安定	⑥雇用の安定	⑦経済的負担の軽減	3心身の被害回復・防止 ⑧心身に受けた影響からの回復	⑨安全の確保	4理解増進・気運醸成 ⑩県民等の理解の増進	⑪被害者支援を考える月間	⑫表彰
警察本部	警務課	7 64	**指定被害者支援要員による支援**	身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、指定被害者支援要員として指定をうけた警察官が付添い、要望や心配事の聴取、被害者のニーズに応じた各種支援制度の説明、関係機関等の紹介などの支援活動を行います。	①			④								
	警務課	8	**被害者の手引の作成・配付**	身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、刑事手続や損害回復や経済的支援等の制度、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等をまとめたパンフレット「被害者の手引」を充実させ、早期に配布します。また、外国語版を含め手引の内容の充実・見直しを図ります。	①												
	警務課	9 68	**死傷者多数事案発生時における支援**	死傷者が多数に及ぶ事案が発生し、管轄所属の指定被害者支援要員だけでは被害者等支援活動が十分にできないおそれがあるときに、指定被害者支援要員を効果的に運用し、組織的・総合的な支援活動を行います。	①			④								
	警務課 広報広聴課	28 117	**性犯罪被害に関する相談対応**	全国共通電話番号（#8103／ハートさん）により、性犯罪被害に関する電話相談を受けます。また、フリーダイヤルにより、相談者の経済的負担の軽減を図ります。	①						⑦					
	警務課 【県民生活環境部 県民生活課】	※ 42	**県や市町村、関係機関・団体等の職員を対象とした研修等の実施**	県や市町村、関係機関・団体等の職員を対象とした犯罪被害者等による講演会などの開催や、市町村、関係機関・団体等の開催する研修等に講師を派遣し、犯罪被害者等の現状、犯罪被害者等支援の必要性、二次的被害の防止に関する理解の増進を図ります。		※ ②										
	警務課 【県民生活環境部 県民生活課】	※ 45	**代理受傷防止のための取組**	犯罪被害者等支援に従事する者は、誰もが悲惨な事件・事故を間近に見ることや、犯罪被害者等の感情を受け止めることにより、負荷がかかり心身に不調が出る（代理受傷）可能性があることから、各種研修において、日頃からの心構え、代理受傷の主な症状や症状解消のための工夫などの教養を行い、代理受傷の防止に取り組みます。		※ ②										
	警務課 捜査第一課 交通指導課	※ 47 57	**民間支援団体の人材育成に関する支援**	民間支援団体の支援員に対する研修会などに、講師として職員を派遣し、支援員及び犯罪被害者等支援全般を管理する役割を果たすコーディネーターの育成に関する支援を行います。		※ ②	※ ③									
	警務課	58	**犯罪被害者等早期援助団体に対する指導**	警務課において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体（公益社団法人にいがた被害者支援センター）に対し改善命令をはじめとする指導を行います。			③									
	警務課 【県民生活環境部 県民生活課】	※ 59	**民間支援団体の安定した財政基盤確立への支援**	民間支援団体が安定した財政基盤のもとで充実した活動ができるよう、民間支援団体における自主財源確保に向けた取組に対する支援を行います。			※ ③									
	警務課	60 66	**早期援助団体に対する被害者等情報の提供**	警察から犯罪被害者等早期援助団体へ被害者等に関する情報を提供することにより、被害者が必要とする支援への速やかな対応や、被害状況を繰り返し説明することによる被害者の精神的負担軽減を図ります。			③	④								
	警務課 【県民生活環境部 県民生活課】	※ 61	**民間支援団体との連携・協力の促進**	民間支援団体との一層の連携を図るとともに、民間支援団体の支援が充実されるよう、情報の提供や助言を行います。			※ ③									
	警務課 【県民生活環境部 県民生活課】	※ 62	**民間支援団体の活動への支援**	民間支援団体が開催する講演会等について、その意義や趣旨に賛同できるものあっては、各種媒体を活用し広報するなどして、民間支援団体の活動を支援します。 　さらに、市町村や関係機関・団体等に対し、民間支援団体との連携・協力を働きかけ、県内における途切れることのない支援を促進します。			※ ③									
	警務課 【県民生活環境部 県民生活課】	※ 63 163	**理解促進に向けた広報啓発の実施**	犯罪被害者等の現状や犯罪被害者支援の必要性及び民間支援団体の意義や支援活動についての周知等を図るため、県内各地での普及啓発の取組やＳＮＳ等様々な媒体を活用した効果的な広報活動等を展開するほか、被害者支援を考える月間（11月）における被害者支援フォーラムや巡回パネル展、支援従事者への功労者表彰を行うなど、関係機関・団体と連携し、県民や事業者への広報啓発の取組を推進します。			※ ③							※ ⑩		
	警務課	67 137	**警察職員によるカウンセリング制度の運用**	被害者等の精神的被害の回復のため、警察職員の犯罪被害者等カウンセラー（臨床心理士・公認心理師の有資格者）が、カウンセリングや捜査手続への付添い等を行います。				④				⑧				

資料３

【部局別】犯罪被害者等支援に資する県の事業一覧

部局名	担当課名（R4.4.1現在）	「新潟県犯罪被害者等支援推進計画（令和3年7月）」における掲載内容			1相談支援等の体制整備			2損害回復・経済的支援等				3心身の被害回復・防止		4理解増進・気運醸成		
		No. ←複数の課による共催事業は、No.欄に「※」印を記載	施策名	施策の概要 ＊犯罪被害者等＝犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう	①相談及び情報の提供等	②人材の育成	③民間支援団体に対する支援	④日常生活の支援及び配慮	⑤居住の安定	⑥雇用の安定	⑦経済的負担の軽減	⑧心身に受けた影響からの回復	⑨安全の確保	⑩県民等の理解の増進	⑪被害者支援を考える月間	⑫表彰
警察本部	警務課	77 102	**ハウスクリーニング費用公費支出制度の運用**	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、遺族等が引き続き居住するためにハウスクリーニングが必要な場合に、清掃に要する費用を負担します。					⑤		⑦					
	警務課	79 100 145	**一時避難場所公費負担制度の運用**	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、引き続き居住することが困難な場合や加害者から危害を加えられるおそれがあるなど、被害直後に一時的に避難する必要がある場合に、宿泊施設の宿泊料を負担します。					⑤		⑦		⑨			
	警務課	94	**犯罪被害給付制度の運用**	故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者遺族や重大な被害（重症、障害）を受けた犯罪被害者に対し、犯罪被害者等給付金を支給します。 （制度：国、申請先：公安委員会、申請窓口：警察）							⑦					
	警務課	96 136	**医療費等支出制度の運用**	犯罪被害を受け、医療機関を受診した際の診察料等について、公費負担します。							⑦	⑧				
	警務課	97 138	**カウンセリング費用等公費支出制度の運用**	犯罪被害者等が精神科医等の診察を受けた際の費用や臨床心理士等のカウンセリングを受けた際の費用について、公費負担します。							⑦	⑧				
	警務課	111	**司法解剖に伴う公費負担制度の運用**	犯罪被害者の司法解剖に伴う死体検案書作成費用、遺体搬送費用及び遺体修復費用について、公費負担します。							⑦					
	警務課	112	**制服購入費用等公費負担制度の運用**	犯罪の被害により、制服等が破損等したため必要となる購入費用等を公費負担します。							⑦					
	警務課	114	**国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用**	日本国外において行われた故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対し国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対し国外犯罪被害障害見舞金を支給します。（制度：国、申請先：公安委員会、申請窓口：警察）							⑦					
	警務課 【県民生活環境部 県民生活課】	※ 166	**命の大切さを学ぶ教室の開催**	中学・高校生、大学、地域団体等を対象に、被害者遺族による講演又は県警犯罪被害者支援室員による被害者遺族の手記朗読やＤＶＤ上映することで、命の大切さなどへの理解を深め、被害者の現状や支援の取組等を知ることにより、被害者を思いやる意識の醸成や罪を犯してはならないという規範意識の向上に努めます。										※ ⑩		
	警務課 【県民生活環境部 県民生活課】	※ 167	**被害者支援学生ボランティアとの広報活動等の実施**	県内の学生を対象に、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動等の参加機会の提供や意見交換等を行うことにより、若年層の意識向上や地域全体の気運醸成を図ります。										※ ⑩		
	警務課	174	**地域で開催される各種イベントや行事等での周知**	各警察署を通じ、地域で開催される各種イベントや行事等において、犯罪被害者等支援に関するチラシを配布するなど、周知・啓発活動を実施します。											⑪	
	警務課 【県民生活環境部 県民生活課】	※ 175	**被害者支援フォーラムの開催**	県民を対象に、県、県警、公益社団法人にいがた被害者支援センターが共催で被害者支援フォーラムを開催し、犯罪被害者遺族による講演等を行い、県民における犯罪被害者等の現状と犯罪被害者等支援の必要性への理解の促進を図ります。											※ ⑪	
	警務課 【県民生活環境部 県民生活課】	※ 176	**被害者支援講演会の開催**	犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等における職員を対象に、犯罪被害者等の現状への理解や犯罪被害者等支援に関する知識をさらに深めるために、犯罪被害者遺族や犯罪被害者等支援に関する有識者等による講演会を実施します。											※ ⑪	
	警務課	177	**県被害者支援連絡協議会定期総会の開催**	県内における犯罪被害者等支援に関わる機関・団体等を会員とした県被害者支援連絡協議会の総会を開催し、相互の情報共有と連携の強化を図ります。											⑪	
	生活安全企画課	164	**個人情報の保護に配慮した情報提供**	犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト上等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずるきっかけとなるよう、情報提供を行います。										⑩		

資料３

【部局別】犯罪被害者等支援に資する県の事業一覧

部局名	担当課名（R4.4.1現在）	「新潟県犯罪被害者等支援推進計画（令和3年7月）」における掲載内容 No.	施策名 ←複数の課による共催事業は、No.欄に「※」印を記載	施策の概要 ＊犯罪被害者等＝犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう	1相談支援等の体制整備 ①相談及び情報の提供等	②人材の育成	③民間支援団体に対する支援	2損害回復・経済的支援等 ④日常生活の支援及び配慮	⑤居住の安定	⑥雇用の安定	⑦経済的負担の軽減	3心身の被害回復・防止 ⑧心身に受けた影響からの回復	⑨安全の確保	4理解増進・気運醸成 ⑩県民等の理解の増進	⑪被害者支援を考える月間	⑫表彰
警察本部	子供女性安全対策課	22 80 101 155	**ストーカー・ＤＶ被害者等に対する支援・保護対策**	ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等に対し、一時避難場所の宿泊費用負担、緊急通報装置等の貸出し等の支援・保護対策を行います。	①				⑤		⑦		⑨			
	子供女性安全対策課 捜査第一課	150	**行方不明者の早期発見に向けた取組**	行方不明者の早期発見に向け、迅速かつ広範囲な捜索及び情報収集を実施します。									⑨			
	子供女性安全対策課 【子ども家庭課】	※ 51 157	**児童虐待事案における関係機関による連携**	児童虐待事案の情報共有や連携を図り、再被害の防止に努めるほか、相互の職員や学校関係機関等を含めた合同訓練・研修を実施し、児童虐待事案への対応能力向上を図ります。		※ ②							※ ⑨			
	子供女性安全対策課	160	**子どもへの暴力的性犯罪の再犯防止に向けた取組**	13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、定期的な所在確認を行うほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努めます。									⑨			
	少年課	16 72 139 158	**被害少年の保護対策**	県下３か所に少年警察補導員が常駐する少年サポートセンター、少年課にいじめ対策係を設置し、各警察署と連携し、少年や保護者からの相談対応、精神的ケア等の継続支援や支援団体の紹介、被害少年に配慮した捜査活動等を行います。	①			④				⑧	⑨			
	地域課	13 147	**犯罪被害者等への訪問・連絡活動**	犯罪被害者等の要望に基づき地域警察官が住居地を訪問し、被害回復や被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、警察に対する要望、苦情、相談等を聴取します。	①								⑨			
	通信指令課	146	**110番緊急通報システム登録の運用**	配偶者からの暴力事案やストーカー事案の被害者等に関する情報を事前に通信指令システムに登録し、登録者から110番通報を受理した場合、即座に登録内容を自動表示させ迅速に対応することにより、再被害を未然に防止します。									⑨			
	刑事総務課 交通指導課	12 69 148	**捜査情報の適切な提供**	被害者連絡制度により、身体犯又は重大な交通事故事件等の被害者等に対し、捜査状況等を連絡し、被害者の要望やニーズに沿った情報提供等を行うことにより、被害者の二次的被害や精神的負担軽減を図ります。	①			④					⑨			
	刑事総務課	14 144	**再被害防止に向けた保護対策**	犯罪の被害者等が加害者により再び危害を加えられる事態を防止することを目的に、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護措置を講じます。	①								⑨			
	捜査第一課	27 71 128	**性犯罪被害者等への支援**	性犯罪捜査及び被害者支援に適性を有する警察官を「性犯罪指定捜査員」と指定し、性犯罪被害者から事情聴取等を適切に行うことにより、性犯罪被害の潜在化の防止及び精神的負担の軽減を図るとともに、関係機関との連携・調整を行います。	①			④				⑧				
	組織犯罪対策課	30 118	**暴力団犯罪被害者への支援**	暴力団員による不当行為の防止と被害救済を図るため、暴力団員に関する相談対応及び弁護士相談費用の助成等の被害者救済を行います。（実施主体：新潟県暴力追放運動推進センター）	①						⑦					
	組織犯罪対策課	31 151	**暴力団等からの保護対策**	暴力団等からの危害の未然防止を図り、保護対象者の安全を確保するため、身辺警戒員による保護対策やパトロールを実施するほか、必要に応じて携帯型緊急通報装置の貸出しを行います。	①								⑨			
	交通企画課	11	**交通事故被害者への支援**	交通事故被害者への支援を推進するため、交通事故に関する相談対応や関係機関・団体との連携・情報提供等を行います。（実施主体：公益社団法人新潟県交通安全協会）	①											
	交通企画課	169	**交通事故の実態等の周知による県民理解の増進**	交通事故被害者等の手記を含めたパンフレット等を講習会等で配布するほか、事故類型や年齢層別等の交通事故に関する様々なデータを公表し、交通事故の実態やその悲惨さを周知し、犯罪被害者等支援に関する理解の増進を図ります。										⑩		

施策数：計105（実数）

複数の課による共催事業（※印）を除く施策実数→ 41 13 9 11 11 8 33 17 19 10 6 1